

【論文要約】

「看取りの社会化」を進展させる「高齢者看取り支援」に関する研究 —市町村における先進的事業の分析を通して—

白石敦子

序章 研究の背景と目的

本章では、研究の背景、研究の目的と全体構成等について述べた。

高齢多死社会へと進む現在、家族形態や社会情勢等の変化から、医療や介護、看取りなどの「死を迎えるまでのケア」や、葬儀や埋葬などの「死を迎えた後の諸事」のすべてを、個人や家族等の私的な範囲で行うことが困難になってきている。

高齢者は、「家族等の負担になりたくない・迷惑をかけたくない」という思いが強く、「死を迎えるまでのケア」だけでなく、「死を迎えた後の諸事」についても不安をかかえている。一方、家族等も、介護や看取りを担うことについて、精神的・経済的な負担が大きく、限界を感じている状況が、多くの調査結果から明らかにされている。こうした状況を踏まえると、高齢多死社会では、「死を迎えるまでのケア」や「死を迎えた後の諸事」を、個人や家族等だけにゆだねておかず、専門職・事業者、地域住民等も含めた社会全体で支え合って行っていくことが必要になると考えられる。

そこで、本研究は、「死を迎えるまでのケア」や「死を迎えた後の諸事」を包括する言葉として、「医療、介護、看取り、葬儀、埋葬などの『死を迎えるときに必要な諸事』を行うこと」を「看取り」と定義した。この「看取り」は、「死を迎えるまでのケア」に包含される看取りと峻別するため、括弧でくくって記述している。また、社会福祉学における「社会化」の共通点と中心概念を援用して、「これまで家族等が私的に・限られた範囲内で行ってきた『看取り』を、これからは社会全体で行っていく」という「看取りの社会化」を概念構築し、本研究の理論枠組みとして研究を構成した。

本研究の目的は、「看取りの社会化」を進展させる「高齢者看取り支援」について、市町村における先進的事業（終活支援事業および「介護者支援事業としての看取り支援」）の分析を通して、その制度化の促進要因と今後の方向性を明らかにすることである。「高齢者看取り支援」は、「看取り」に関して、死を迎える前後で途切れることなく・シームレスに、高齢者と家族等のそれぞれに対して直接的に支援し得る制度やサービスと定義している。

「高齢者看取り支援」の制度化を図ることにより、「看取りの社会化」が進展されれば、死を迎える前後でかかえる不安や心配を解消させ、高齢者と家族等が、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることが可能になると考える。

第1章 問題の所在——高齢者の「看取り」における諸変化

本章では、問題の所在、すなわち、高齢者の「看取り」における諸変化として、家族形態等の変化にとともなう高齢者と家族等の不安の高まり、「看取り」と死に対する意識と状況の変化について概括した。

「看取り」は、高齢者とその家族等にとって、担ってもらうこと・担うことが難しくな

っているものであり、そのため、不安や負担感が増大している状態となっている。このことは、施設での看取りや在宅での看取り（在宅死）における研究や調査結果でも、多数示されている。高齢者が感じている不安とは、具体的に言えば、死を迎える前までの終末期の医療や介護等に関するだけでなく、葬儀や埋葬など、自身の死後のことにも及んでおり、死にまつわること・関連することの全般である。そして、家族等は、介護のために離職せざるを得なくなったり、ときには高齢者虐待に及んでしまう場合もあるなど、想像以上に重い負担感をかかえている。このようななか、高齢者は、家族や周囲には頼れない、または、頼れる家族がそもそもいないことから、もはや、「自分で」考えざるを得ない状況になった。その解決策の一つとして出現したのが、葬儀やお墓の生前準備、終末期医療や介護などに関する希望を示しておける、終活やエンディングノートの流行である。もちろん、前もって「死にまつわる希望」を伝えておきたい、「死を迎えるときに必要な諸事」の準備をしておきたいという高齢者もいると思うが、この流行の根底には、「家族や周囲に迷惑をかけたくない」という日本人特有の価値観が潜んでいるように推察された。

第2章 「看取りの社会化」の概念構築と定義

本章では、①看取りという言葉の意味の変遷と研究動向の整理、②「看取り」に関連する制度・政策の動向を整理して、③社会福祉学における「社会化」の研究動向と概念整理を行い、本研究における「看取り」および「看取りの社会化」について定義した。

①看取りは、日常の暮らしの中で使われてきた言葉であり、「日本独特の表現」ともとらえられている。日本では、長い歴史のなかで、看取りは家族によって行われるべきものという道徳的規範が培われ（ときには法的・制度的に規定され）、普段の暮らしの営みのなかで行われてきた。それが、病院死の増加により日常生活から切り離されたが、この道徳的規範は現在も日本人の根幹に根づいており、看取りという言葉が用いられる際の主意ともなっていると考えられる。

②看取りと死にかかわる制度・政策である、尊厳死・安楽死、終末期医療・ケアに関する制度・政策、そしてACPは、法制化・制度化の経緯や議論の方向が各国で異なっているものの、個人の死にまつわる自己決定の支援、自己決定（事前指示）の尊重という理念や目的は共通しており、要は、「個人の死における自己決定・意思尊重を、どこまで是とするか」ということと整理できる。そして、日本では、若干の議論はなされているものの、尊厳死・安楽死はもとより、事前指示や意思決定支援にかかわる法制化は進んでいない。その原因の一つとして、日本には、個人そのものよりも家族との関係性を重視する文化的・社会的な背景および価値観があることが挙げられている。

看取りを行う介護者への支援については、西欧および北欧諸国では介護者支援の法制化が進んでおり、そのなかで、看取り休暇や看取り手当の支給などが実施されている。それに対して、日本は、介護者支援に関する法律がなく、介護者が看取りを行うための支援制度なども見当たらない状況にある。介護を担ってきた家族等が、介護の最期まで、すなわち、看取りを行う場合も多いと考えられ、何らかの形で支援をしていく必要があるが、それにはまず、介護者支援の法制化と支援内容の充実を図ることが必要である。

葬儀・埋葬に関する法制度については、西欧諸国と日本の違いは、誰が葬儀・埋葬を行うかについて明確な規定があるかどうかであり、日本の場合は、民法と墓地埋葬法による

規定が曖昧で、誰が葬儀を行うのか、また、誰に埋葬義務があるのかがわかりにくいことが、先行研究で指摘されている。家族形態が変化し、家族等が介護や看取りを担うことが難しくなっていることを前述したが、それは、葬儀・埋葬についても同様ではないだろうか。横須賀市をはじめとする市町村が終活支援事業に取り組みはじめたことは、そのきざしであるともとらえられ、葬儀・埋葬についても、家族等がいない状況を想定した支援、制度・政策が必要になると思われる。

最後に、日本の高齢者福祉政策のうち、「看取り」に関連する制度・政策は、高齢者と家族等を直接的に支援するといったものは少なく（今のところは、少数の市町村が独自に実施している終活支援事業だけである）、結果的に支援となるような、間接的・迂回的なものにとらえられる。高齢者と家族等が、「看取り」に関して不安になることがなく、安心して日々を過ごせるよう、直接的に支援できる制度・政策が必要になっていると考える。

③社会化は、そもそもは社会学で論じられてきた概念であり、社会における価値や知識を「学習・習得」という意味で用いられている。だが、「介護の社会化」などの、社会福祉学における「社会化」からは、「学習・習得」という意味は読み取れず、独自の意味を持つに至っていることが推察された。そこで、介護、医療、子育て、成年後見、施設の「社会化」、すなわち、社会福祉学における「社会化」について、その議論展開と主要な論点、定義・意味を整理したところ、共通点と中心概念があることが明らかとなった。

社会福祉学における「社会化」は、領域ごとに、「社会化」の理念・目的や責任主体が異なっているように思われるが、社会が、全部あるいは部分的に責任を担うということが共通点の一つとなっている。また、「社会化」について活発に議論された時期の社会情勢、価値や規範等の変容、制度・政策の限界や飽和などの影響を受けて、各々議論され進められてきた点も共通している。そして、社会福祉学における「社会化」には、「これまで家族等が私的に・限られた範囲内で行ってきたことを、これからは社会全体で行っていく」という中心概念があることが明らかとなった。

本研究では、この社会福祉学における「社会化」の共通点と中心概念を援用して、「看取りの社会化」を定義した。社会福祉学における「社会化」は、制度・政策の創設・改正が、議論の収束や活発化のきっかけとなっており、たとえば、「介護の社会化」の場合は介護保険制度、また、「子育ての社会化」の場合は子ども・子育て支援新制度などである。サービスや支援を提供するしくみやきまりをつくるプロセス、すなわち、制度化は、「社会化」の進展において、目指すべき方向性を示す道標であり、一つの到達点である。「看取りの社会化」においても、まずは制度化を目指すことにより、議論の活発化を促し、進むべき方向性を明らかにすることにつながると考えられる。そこで、「看取りの社会化」を進展させる「高齢者看取り支援」の制度化の促進要因と今後の方向性を明らかにすることを本研究の目的とした。

第3章 本研究の理論枠組みと調査の設計

本章では、第2章で定義した「看取りの社会化」を本研究の理論枠組みとし、また、制度化の促進要因を明らかにすることを調査の分析枠組みとしたことについて述べた。そして、調査の背景と目的、調査の射程、調査の概略、調査の分析枠組みおよびインタビュー調査の分析項目について示した。

第4章 終活支援事業に関する調査

本章では、終活支援事業に取り組んでいる市町村（7市）を対象として、インタビュー調査を実施し、終活支援事業の制度化の促進要因と今後の方向性について考察した。

調査の結果、終活支援事業と総称されているが、それらの実態は7市それぞれで異なっていることが明らかとなった。事業内容は、死後事務委任契約に関する支援と、終活に関する相談支援およびセミナー・講座等の開催とに大別された。また、対象者条件、事業担当部署、事業の提携先が、7市でそれぞれ異なっていることも明らかとなった。その一方、事業の主旨・目的は一貫しており、「葬儀・納骨等に関する不安を解消し、死を迎えるまでの日々・人生を、安心して生きていただく」ことであった。つまり、終活支援事業は、一見すれば、各市それぞれの取り組みが異なり、受けられる支援も違っているが、目指す方向は同じであり、死にまつわる不安を解消することによって、死を迎えるまでの日々・人生を大切にすることに主眼を置いた事業であるということが明らかとなった。

「制度化の促進要因」としては、必要に応じて変更・改定する柔軟性、住民ニーズに合わせた支援・対応、事業を正しく理解・伝達してもらうための工夫・広報、支援内容の拡充などが抽出された。また、今後の方向性として、事業対象の普遍化・個別化、「自己決定支援」としての訴求、支援範囲の検討などを示すことができた。

第5章 「介護者支援事業としての看取り支援」に関する調査

本章では、『介護者支援事業としての看取り支援（以下、「看取り支援」と記す）』に関する調査（アンケート調査およびインタビュー調査）の調査結果を分析して、「看取り支援」の実施の促進要因と今後の方向性について考察した。分析を行う調査結果は、平成30年度科学研究費助成事業（基盤研究（c））「地域包括ケアシステム構築における介護保険制度改革のもとでの介護者支援に関する研究」（課題番号：18K02079、研究代表者：菊池いづみ）の研究成果の一部である。

アンケート調査は、全国の1,741市町村を対象とした悉皆調査であり、配票・回収とも郵送法を用いて実施され、有効回収数512票（有効回収率29.4%）という結果であった。

集計および統計分析は、Microsoft Excel for Microsoft365 と統計解析ソフト IBM SPSSver.28 を使用した。分析方法は、単純集計、クロス集計および独立性の検定（カイ二乗検定）、多変量解析（階層的重回帰分析）を行った。

分析の結果、「看取り支援」は512の市町村のなかで、3割（32.6%）が実施しており、また、主として、介護保険制度の地域支援事業の任意事業および包括的支援事業によって実施されていることが明らかとなった。また、階層的重回帰分析の結果、「看取り支援」の実施における影響要因として、1) 介護者支援事業の実施総数、2) 「看取りの啓発・普及」への期待度、3) 「『看取り支援』のニーズの充足度」、4) 高齢化率（負の影響要因）、5) 「『看取り支援』に対する拡充の要望」、6) 「『看取り実践業者の増加』への期待度（負の影響要因）」という6要因が抽出された。

次に、インタビュー調査は、介護者支援に積極的あるいは先進的に取り組んでいる（「看取り支援」を実施している）市町村（8市町村）を対象として実施された。

分析の結果、「看取り支援」の主旨・目的は、「在宅看取りを安心して実施できるようにすること」、「在宅看取りを選択肢の一つとして提示・周知すること」、「看取りやACPの

周知・理解を図ること」の3点が挙げられた。また、「看取り支援」の実施の促進要因として、「地域包括支援センターの連携・支援体制の構築」、「看取りに対する理解とかかわりの促進」、「死後の諸事に対する支援」などが抽出された。そして、最終的に、アンケート調査とインタビュー調査の結果から、「看取り支援」の今後の可能性として、「看取り支援」の定義と支援内容の明確化、「看取り支援」を実施するための事業基盤の明示と補助、介護者支援事業の位置づけと支援内容の検討という方向性を示すことができた。

第6章 総合考察

本章では、これまでの研究成果を総括し、本研究で得られた知見と成果、「高齢者看取り支援」の制度化の促進要因と今後の方向性について述べた。

本研究で得られた知見と成果は、高齢者の「看取り」の現状と課題、「看取りの社会化」の概念構築と定義、そして、終活支援事業および「介護者支援事業としての看取り支援」の現状と課題、制度化／実施の促進要因を明らかにしたことである。

「高齢者看取り支援」の制度化の促進要因については、終活支援事業および「介護者支援事業としての看取り支援」の分析結果である制度化／実施の促進要因を基に考察を行い、17項目を抽出した。また、「高齢者看取り支援」の今後の方向性として、支援対象の拡充、支援内容の周知と理解、支援体制の構築、個人の死における自己決定の支援と意思尊重、制度化に向けた骨子案（枠組み）という5つの方向性を示すことができた。

終章 結論と今後の課題

本章では、結論と今後の課題について述べた。

「高齢者看取り支援」は、本研究で得られた促進要因に基づき制度化を図ることで、高齢者と家族等の「看取り」を直接的に支援し得る制度やサービスになり得るものとする。また、本研究で示された5つの方向性について検討し、議論を深めることにより、より望ましい方向へ発展が可能である。そして、「高齢者看取り支援」の制度化を図っていくことにより、「看取りの社会化」が進展されると考える。

今後の課題は、多くの制度・政策について研究し、「高齢者看取り支援」の制度化の示唆を得ること、高齢者と家族等の「看取り」に関するニーズの掘り起しを図ること等が挙げられる。また、「看取りの社会化」について、より詳細な概念構築と定義・意味づけを行い、理論を構築し進展させ、具体的な制度やサービス等の創出を検討していく必要がある。

今後、高齢多死社会の進展が進むにつれ、ますます高齢者と家族等の不安感は募り、心穏やかに日々を過ごすことは難しくなるのではないかと推察される。その昔、イギリスで、社会福祉政策の理想として「ゆりかごから墓場まで」というスローガンが掲げられたが、「高齢者看取り支援」はまさに「墓場まで」支援するものであり、「看取りの社会化」はその核となる概念である。死は誰にも必ず訪れるものであり、「看取り」も、誰もが直面するであろうことである。死を迎える前後の不安や心配を解消させ、高齢者と家族等、そして、誰もが、安心して自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられることに、本研究が少しでも役立つものとなることを願っている。

(以上)